

日本国農林水産省とアジア開発銀行との間の協力覚書 改定第4号

日本国農林水産省（MAFF）とアジア開発銀行（ADB）との間で2022年9月5日に署名された協力覚書（以下「本覚書」という。）（別添A）に関し、両者は以下のとおり本覚書を改正し、その適用期間を延長することに合意する。

- a. 本覚書第9項を全文削除し、次のとおり置き換える。

「**連絡窓口** 本覚書に基づく協力の実施を円滑に進めるため、本覚書に関連するすべての目的に係る連絡窓口及び連絡経路は以下のとおりとする。」

ADB 側

Senior Director

Agriculture, Food, Nature, and Rural Development Sector Office
Sectors Department 2
Asian Development Bank
6 ADB Avenue, Mandaluyong City
1550 Metro Manila, Philippines
Telephone: +63 2 8632-4444

農林水産省側

Director for Multilateral Affairs

Export and International Affairs Bureau
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan
1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Telephone: +81-3-3502-8498”

- b. 本覚書第14項を全文削除し、次のとおり置き換える。

「**適用期間及び終了** 本覚書は、参加者の代表者が署名した日から効力を生ずる。本覚書は、2030年12月15日まで有効とする。ただし、以下の場合を除く。

- (i) いずれかの参加者が、他方の参加者に対し書面により6か月前までに終了を通知した場合
- (ii) 参加者双方の書面による合意により、延長期間を明示した上で本覚書を延長する場合」

本改正は、最後の署名の日に効力を生ずる。

なお、本覚書のその他の条項は変更しないものとする。

日本国農林水産省を代表して

アジア開発銀行を代表して

植竹 哲也
輸出・国際局参事官
兼国際戦略グループ長

キンフエン・ジャン
農業・食料・自然・農村開発セクターオフィス シ
ニアディレクター
農業・食料・自然・農村開発セクターオフィス (SG-
AFNR) セクターグループ (SG)

日付：

日付：

Attachment
A - ADB-JMAFF Memorandum of Cooperation